

大阪・関西万博 テーマウィーク 和歌山WEEK（仮）出展者  
募集要項

和歌山県は、令和7年に開催される2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）（以下「万博」という。）のテーマウィークの一環として、「和歌山WEEK（仮）」を実施し、本県の地場産業等の歴史や技術を国内外に発信するとともに、万博を契機に県内事業者等のSDGsの関心を高めることで、県内に新たな投資を創出することを目指しています。

この度、「和歌山WEEK（仮）」において、「持続可能な産地づくり」をコンセプトとし、本県で受け継がれてきた地場産業等の魅力を発信するブース出展者を募集します。

※大阪・関西万博：<https://www.expo2025.or.jp/>

※テーマウィーク：<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/theme-weeks/>

## 1 募集内容

開催日：令和7年4月30日（水）～5月3日（土）

※4月29日（火）搬入日、5月4日（日）搬出日

開催場所：夢洲 EXPOメッセ（2,000平方メートルの一部を使用）



（提供：2025年日本国際博覧会協会）

出展面積：1団体あたり60平方メートルを基本とし、ヒアリング等により決定する。

出展可能日数：2日間もしくは4日間

出展者数：1日6団体程度

## 2 応募者の要件

複数事業者または団体による共創した取組により、産地全体の魅力が伝わる企画内容であり、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 和歌山県内に活動拠点を有する者、又は過去に公的機関や公益社団法人2025年日本国際博覧会が関わるイベントやフェア等に参加した実績のある者
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (5) 国税及び県税について未納のない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。

※複数事業者で応募する場合は、構成される全ての事業者等が要件を全て満たしている必要があります。

※上記(1)について、該当することを証する書類を求める場合がある。

※応募者が上記要件を満たさないことが事後的に発覚した場合、遡及的に応募はなかったものとして取り扱う。

## 3 質問の受付

### (1) 受付期間

令和6年4月17日(水)～5月10日(金)17時まで

### (2) 提出方法

当該募集に係る質問は、電子申請システムで受け付ける。

<https://logoform.jp/form/WEVN/561301>



### (3) 質問への回答

メールにより個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、参加申込者全員に対し、メールにより回答する。

## 4 応募方法

### (1) 募集要領の配布

和歌山県万博推進課ホームページ

( <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00217038.html> ) からダウンロードすること。

(2) 応募期間

令和6年4月17日(水)～5月24日(金)17時まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで)

(3) 提出方法

電子申請システムで受け付ける。

<https://logoform.jp/form/WEVN/561009>



(4) 審査結果の通知

採択に関わらず、令和6年6月頃に応募者へメール等で通知する。

(5) 応募対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(6) 著作権等

提出書類の著作権は応募者に帰属する。

(7) 出展に要する費用

施設利用料：1日10万円

(8) 出展に係るブース製作費や搬入出費に係る経費等

一定の上限を定め補助する予定。

費用及び支払方法の詳細は、出展者が決定次第、通知する。

5 選定に関する事項

(1) 選定方法

次の選定基準に従い、選定委員が書面審査を行います。また、追加でヒアリング等を行う場合があります、これらにより選定する。

<選定基準>

- ①万博のテーマや出展コンセプトに相応しい内容か。
- ②産地の魅力を来場者に伝える工夫がされているか。
- ③万博に向けた新規性や独自性がある内容であるか。
- ④SDGsに関する内容が組み込まれているか。
- ⑤公的機関や博覧会協会が関わるイベント等での実績があるか。
- ⑥TEAM EXPO2025プログラムに登録または申請中であるか。

<https://team.expo2025.or.jp/ja>

⑦関西SDGsプラットフォームに登録または申請中であるか。

<https://kansai-sdgs-platform.jp/>

※③について、単なる既存の商品販売や展示は不可とする。

※⑥、⑦について、複数事業者で応募する場合は、構成される全ての事業者等が登録または申請中である必要がある。

※⑦について、事業者等屋号がない場合、代表企業名で登録または申請をすること。

## 6 スケジュール

令和6年4月17日（水） 募集受付開始、質問受付開始

令和6年5月10日（金） 質問締切

令和6年5月24日（金） 募集受付締切

令和6年5月27日（月）～6月7日（金） 選定期間

選定後、速やかに選定結果の通知をする。

## 7 留意事項

(1) 出展者については、万博に関する広報物やWEBサイト等に掲載する可能性がある。

(2) 催事会場の環境等に応じて展示内容等の変更を求める可能性がある。

(3) 施設内での試食・試飲及び商業活動は可能であるが、飲食及び物販を行う場合は、売上に応じたロイヤリティが発生する。

なお、酒類の提供については、飲酒可能エリアや飲酒量等、一定の制限が設けられる可能性がある。

(4) 出展日、出展面積、ブースの設え等については、選定された企画内容等の調整の中で、運営委託事業者と協議の上、決定する。

(5) 県内の機運醸成及び万博本番を見据え、令和6年10月12日（土）、13日（日）の2日間、和歌山ビッグウェーブで開催する「和歌山プレ万博」へ出展すること。

(6) 出展にあたり、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定める規則及びガイドライン等に留意し、遵守すること。

## 8 問合せ先

和歌山県 知事室 万博推進課

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁本館3階

電話番号：073-441-2703

E-mail：e0003001@pref.wakayama.lg.jp